

受付日	項目	意見の概要	担当所属	対応・取り組み状況
H28.5.25	庁舎内、敷地内の禁煙について	2階の喫煙場所は庁舎内にあたるのではないかと。また「敷地内禁煙」にされてはどうか。積極的な取り組みを期待する。	総務課	2階および3階の喫煙場所は庁舎内ではないと位置付けています。しかし、2階の喫煙所については、本館と別館を結ぶ通路部に隣接しているため、完全分煙の状態が確保されているかという疑問があります。また、本館2階通路部から喫煙状況が視界に入ることから、これらの対応について検討した結果「本館2階の喫煙場所の廃止」および「禁煙時間の設定」を実施します。また、職員への周知も行いました。